

# 新潟県立佐渡高等学校 部活動に係る活動方針

## 1 策定の趣旨

- (1) 学業と部活動の両立による充実した学校生活の実現
- (2) 長時間に及ぶ活動による疲労の蓄積防止と効率的練習方法の追求
- (3) 教員の健康及び家庭生活に配慮したワーク・ライフ・バランスの実現

## 2 部活動計画

### (1) 本年度設置する部活動について

#### ア 運動部

陸上競技、卓球、バスケットボール（男・女）、バレーボール（男・女）、ソフトテニス（男・女）、野球、バドミントン（男・女）、剣道、サッカー、空手道

#### イ 文化部

文芸・アニメ、英語、自然科学、囲碁将棋、美術、書道、音楽、写真、演劇、茶花、吹奏楽、郷土芸能

### (2) 活動時間及び日数について

#### ①活動時間

学期中： 平日2時間、週休日等3時間程度  
(練習試合や大会等を除く、活動時間に移動時間は含まない)

長期休業中： 平日・週休日等 3時間程度  
(練習試合や大会等を除く、活動時間に移動時間は含まない)

②休養日 平日1日以上、週休日等1日以上の週2日を原則とする。  
別紙「年間活動計画」による。

#### ③その他

- ・ 定期考査1週間前（土日含む）は、原則として部活動を行わない。大会等がある場合は校長と協議する。
- ・ 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長と協議する。
- ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

### (3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 高等学校体育連盟、高等学校野球連盟及び高等学校文化連盟の主催、共催または後援の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

## 3 部活動運営・指導方針

### (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

### (2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。